

# 島根県報

第一、三九四号

平成十四年八月十六日

(金曜日)

目 次

都市計画事業変更の認可

(下水道推進課)

告 示

島根県告示第七百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年八月十六日

島根県知事 澄田信義

- 一 施行者の名称  
湖陵町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
出雲都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間  
湖陵町公共下水道
- 四 事業地  
昭和六十一年九月十六日から平成二十年三月三十日まで

(一) 収用の部分

(二) 変更なし  
使用の部分

昭和六十一年島根県告示第八百六十八号、平成二年島根県告示第八百五十三号、平成六年島根県告示第八百六十一号、平成八年島根県告示第五十二号及び平成十一年島根県告示第二百二十四号の事業地のうち、簸川郡湖陵町大字差海、大字二部、大字三部、大字板津地内において事業地を変更し、大字畠村、大字常楽寺及び大字大池地内を追加する。

平成14年8月16日

島根県報

第1,394号(2)

平成十四年八月十六日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)